平成２２年（フ）第１２１４号
福岡県中間市土手ノ内３丁目14番16号
債務者　松﨑　好則
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１５号
福岡県中間市土手ノ内３丁目14番16号
債務者　松﨑　俊子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１６号
北九州市八幡西区東折尾町１番17号
債務者　東　　英雄
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２４２号
北九州市小倉南区重住１丁目１番１―501号
債務者　篠田　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７１号
北九州市小倉北区片野５丁目２番６―302号
債務者　杉野富士子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２７２号
北九州市小倉北区片野５丁目２番６―302号
債務者　杉野　道子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９１号
北九州市八幡西区清納１丁目１番７―1005号
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９１号
福岡県久留米市小森野２丁目１番５―402号
債務者　笠　　康秀
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３１号
福岡県久留米市三潴町早津崎694番地15
債務者　坂本　美雪
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３２号
福岡県久留米市津福今町435番地３寿アパート103
債務者　古賀由理子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４８号
福岡県久留米市津福本町110番地２　フォーブルハウス中園Ａ101号
債務者　田中　宏和
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４５８号
福岡県久留米市津福本町1541番地３　アルバトロス原203号、旧住所福岡県三潴郡大木町大字笹渕1043番地18
債務者　古賀　孝文
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８３９号
北九州市小倉南区城野２丁目２番１―203号
債務者　坂口　俊雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０４号
北九州市小倉北区西港町16―５
債務者　村田　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２７号
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目７番18号
債務者　中川　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２４９号
北九州市若松区小石本村町10番31―105号
債務者　日野山光春
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５４号
北九州市小倉南区中吉田６丁目25番８号201
債務者　中野　泰嗣
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部